一宮市使用済自動車再資源化等の不適正処理に係る行政処分要綱

（目的）

第１　この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「法」という。）に基づく行政処分を行うに当たっての基準等を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第２　この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

（１）この要綱において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいう（法第２条第１７項）。

（２）この要綱において「登録業者」とは、引取業者又はフロン類回収業者をいう（法第４２条第１項又は第５３条第１項）。

（３）この要綱において「許可業者」とは、解体業者又は破砕業者をいう（法第６０条第１項又は第６７条第１項）。

（４）この要綱において「勧告」とは、関連事業者に対し、期限を定めて是正措置を勧告することをいう（法第２０条第１項、第２０条第２項又は第９０条第１項）。

（５）この要綱において「命令」とは、正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合において、関連事業者に対し期限を定めて是正措置を命令することをいう（法第２０条第３項又は第９０条第３項）。

（６）この要綱において「事業の停止命令」とは、関連事業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することをいう（法第５１条第１項、第５８条第１項、第６６条第１項又は第７２条）。

（７）この要綱において「事業の登録の取消し」とは、引取業者又はフロン類回収業の登録を取り消すことをいう（法第５１条第１項又は第５８条第１項）。

（８）この要綱において「事業の許可の取消し」とは、解体業者又は破砕業者の許可を取り消すことをいう（法第６６条第１項又は第７２条）。

（９）この要綱において「違反行為」とは、法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

（10） この要綱において「都道府県等」とは、都道府県及び保健所を設置する市をいう。

（行政処分の種類）

第３ この要綱において行政処分とは、次に掲げるものとする。

（１） 法第２０条第３項又は第９０条第３項に規定する関連事業者に対する命令

（２） 法第５１条第１項に規定する引取業者の登録の取消し又は事業の停止命令

（３） 法第５８条第１項に規定するフロン類回収業者の登録の取消し又は事業の停止命令

（４） 法第６６条第１項に規定する解体業者の許可の取消し又は事業の停止命令

（５） 法第７２条に規定する破砕業者の許可の取消し又は事業の停止命令

（行政処分の基準）

第４ 関連事業者に係る行政処分の基準は別表のとおりとする。

（瑕疵による登録及び許可の取消し）

第５ 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による登録又は許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該登録又は許可を職権により取り消すものとする。

（処分の加重軽減）

第６ 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める処分内容に加重して処分することができる。

（１） 過去に法又は法に基づく行政処分に違反して刑事処分又は行政処分を受けたことがある者

（２） 大量の使用済自動車に係る再資源化又は廃棄物処理に係る違反行為を行った者

（３） 生活環境の保全上支障を生じさせた者

（４） その他加重するに足りる相当の理由があると認められる者

２ 次の各号すべてに該当する事項を斟酌して、別表に定める処分内容を軽減して処分することができる。

（１）違反行為後、速やかに自ら適切な改善措置を講じたと認められるとき。
（２）改悛の情が著しいとき。
（３）生活環境の保全上支障を生じさせなかったとき。

（手続）
第７　行政処分の手続きは、行政手続法（平成５年法律第８８号）、行政処分の指針（平成１７年８月１２日環廃産発第０５０８１２００３号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針（平成１７年５月９日経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡）、一宮市行政手続条例（平成８年一宮市条例第２５号）及び一宮市聴聞手続規則(平成８年一宮市規則第４１号)に定める手順により行うものとする。

（公表）
第８　行政処分を行ったときは、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとする。

（関係都道府県等との協議）
第９　行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係する都道府県等と処分の内容及び時期について協議するものとする。

（関係機関への通知）
第１０　登録業者に対し、登録の取消し又は瑕疵による登録の取消しを行ったときは、その事実を環境省及び他の都道府県等に通知するものとする。
２　許可業者に対し、許可の取消し又は瑕疵による許可の取消しを行ったときは、その事実を環境省及び他の都道府県等に通知するものとする。

附 則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（別表）行政処分の基準

１　引取業、フロン類回収業関係　（違反行為は罰条をもって記載）

登録取消し又は停止命令の要件		処分内容
①法第５１条第１項第１号又は第５８条第１項第１号 不正手段による登録取得（第１３８条第２号）		登録取消し
②法第５１条第１項第２号又は第５８条第１項第２号 登録基準に適合しなくなったとき		
	改善が可能な場合	改善に必要な期間の停止
	改善が不可能な場合	登録取消し
③法第５１条第１項第３号又は第５８条第１項第３号 欠格要件に該当するに至ったとき		登録取消し
④法第５１条第１項第４号又は第５８条第１項第４号		
	使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（第１３７条） 事業停止命令違反（第１３８条第３号） 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（第１３９条第２号） 移動報告に関する命令違反（同条第２号）	登録取消し
	登録の停止に該当する違反行為が複数の場合 登録の停止を命ぜられてから２年以内に再度登録の停止に該当する違反行為を行った場合	
	関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（第１４０条第２号） 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（同条第３号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第４号）	停止３０日
	標識の表示義務違反（第１４３条第２号）その他の違反行為	停止１０日

２ 解体業者、破砕業者関係 （違反行為は罰条をもって記載）

<table>
<tr><th colspan="2">許可取消し又は停止命令の要件</th><th>処分内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">①第６６条第１号
違反行為</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（第１３７条）
事業停止命令違反（第１３８条第３号）
破砕業の無許可変更（同条第６号）
引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（第１３９条第２号）
移動報告に関する命令違反（同条第２号）</td><td rowspan="2">許可取消し</td></tr>
<tr><td>事業の停止に該当する違反行為が複数の場合
事業の停止を命ぜられてから２年以内に再度事業の停止に該当する違反行為を行った場合</td></tr>
<tr><td>全部利用者への引渡し書面の保存義務違反（第１３９条第１号）
関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（第１４０条第２号）
報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（同条第３号）
立入検査拒否・妨害・忌避（同条第４号）</td><td>停止３０日</td></tr>
<tr><td>標識の表示義務違反（第１４３条第２号）
その他の違反行為</td><td>停止１０日</td></tr>
<tr><td colspan="2">②同条第２号
不正手段による許可取得（第１３８条第５号）</td><td>許可取消し</td></tr>
<tr><td colspan="3">③同条第３号
許可基準に適合しなくなったとき</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>改善が可能な場合</td><td>改善に必要な期間の停止</td></tr>
<tr><td>改善が不可能な場合</td><td>許可取消し</td></tr>
<tr><td colspan="2">④同条第４号
欠格要件に該当するに至ったとき</td><td>許可取消し</td></tr>
</table>